



平成 30 年度

一般社団法人日本看護系学会協議会社員総会

日時：平成 30 年 6 月 27 日（水） 12：30～15：30

場所：日本学術会議 講堂

# 平成 30 年度 一般社団法人日本看護系学会協議会社員総会式次第

日 時：平成 30 年 6 月 27 日（水）12:30～15：30

場 所：日本学術会議 講堂

## 内容

I. 開会 .....	1
II. 定足数の確認 .....	1
III. 会長挨拶 .....	1
IV. 報告事項 .....	1
1. 平成 29 年度の活動報告 .....	1
1) 庶務報告 .....	1
2) 平成 29 年度理事会報告 .....	1
2. 各事業報告 .....	2
[社員相互の情報交換] .....	2
1) ニュースレター報告 .....	2
2) ホームページ管理報告 .....	3
[日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力] .....	3
3) 日本学術会議等との相互協力報告 .....	3
4) 医療安全推進における他機関との協力報告 .....	3
[社員学会の学会活動の支援] .....	4
5) 公的研究費拡大推進報告 .....	4
6) APN 実践推進プロジェクト報告 .....	4
7) 災害における看護の学会連携報告 .....	5
[国や社会に向けた提言等] .....	5
[その他本法人の目的達成に必要な事業：将来構想に関する検討] .....	5
3. 定款内容の変更について .....	6

V. 審議事項	7
議案 1 平成 29 年度決算報告	7
議案 2 平成 29 年度監査報告について	13
議案 3 平成 30 年度事業案について	15
議案 4 平成 30 年度予算案について	17
議案 5 事業展開を支える組織体制について	19
議案 6 指名理事の交代について	21
議案 7 平成 31 年度役員選挙 選挙管理委員報告承認について	21
休憩	21
VI. 意見交換	21
VII. 閉会	21
巻末資料 1 一般社団法人日本看護系学会協議会定款	22
巻末資料 2 一般社団法人日本看護系学会協議会定款施行細則	28
巻末資料 3 役員選出規程	29
巻末資料 4 一般社団法人日本看護系学会協議会社員学会名簿（平成 30 年 6 月 27 日現在）	31

〔総会後の講演会〕 15 時 45 分～17 時 30 分

テーマ:「高度実践看護師の裁量権拡大を考える-健やかな超高齢社会の実現へ向けて-」

シンポジスト

大学病院—重要な CNS の役割

松原康美(がん看護専門看護師 北里大学看護学部准教授)

訪問看護—ここまで広がる専門看護師の活動

安岡しずか(在宅看護専門看護師 医療法人新松田会在宅ケアセンターあたご所長)

本邦の高度実践看護職の現在と未来図

井上智子(日本学術会議連携会員、看護学分会)

司会:片田範子(日本看護系学会協議会会長、日本学術会議会員、看護学分会)

小松浩子(日本学術会議会員、日本学術会議会員、看護学分会)

## I. 開会

## II. 定足数の確認

## III. 会長挨拶

## IV. 報告事項

### 1. 平成 29 年度の活動報告

#### 1) 庶務報告

平成 29 年度社員数 44 学会

平成 29 年度入会なし

#### 2) 平成 29 年度理事会報告

(1) 1 回理事会 平成 29 年 4 月 22 日 (土) 13 時～16 時 日本赤十字看護大学

1. 日本看護系学会協議会 2017-2018 年度役員選挙結果について
2. 特定個人情報保護法基本方針および規程案について
3. 平成 29 年度予算案および平成 29 年度活動計画
4. 災害における看護の学会連携に関する活動について

(2) 2 回理事会 平成 29 年 5 月 21 日 (土) 13 時～16 時 日本赤十字看護大学

1. 平成 29 年度会計報告について
2. 平成 29 年度会計監査報告について
3. 平成 29 年度予算案について
4. JANA の主たる事務所所在地の移転について

(3) 3 回理事会 平成 29 年 6 月 28 日 (水) 11 時～12 時 日本赤十字看護大学

1. 平成 29 年度社員総会の進行について

(4) 4 回理事会 平成 29 年 6 月 28 日 (水) 16 時 10 分～17 時 日本赤十字看護大学

1. 平成 29 年度日本看護系学会協議会役割について  
平成 29 年度の活動計画と予算に基づき、活動内容と担当理事を決定した。

(5) 5 回理事会 平成 29 年 7 月 30 日 (日) 13 時～16 時 日本赤十字看護大学

1. 将来構想 (事業展開を支える組織体制について)
2. 平成 29 年度事業計画について  
広報 HP 改修案について

#### ニュースレターについて

### 3. 平成 29 年度第 20 回公開シンポジウムテーマについて

#### (6) 6 回理事会 平成 29 年 10 月 1 日 (日) 14 時～17 時 日本赤十字看護大学

1. 将来構想（事業展開を支える組織体制）について
2. 広報（ニュースレターと HP）の掲載情報と配信・公開手順について
3. 監査委託の更新について
4. 経理業務委託先変更と委託料増額について
5. 各事業活動報告
6. 日本学術会議公開シンポジウム・第 5 階防災学術連携体シンポジウムのシンポジスト推薦について

#### (7) 7 回理事会 平成 29 年 12 月 3 日 (日) 13 時～16 時 日本赤十字看護大学

1. 将来構想（事業展開を支える組織体制）について
2. 平成 29 年度第 20 回公開シンポジウム運営内容について
3. ニュースレター第 25 号の作成予定と目次について  
災害における看護の学会連携（社員学会を対象とした調査項目の検討）について
4. 公認会計士の交代について
5. 経理業務委託契約について
6. 平成 30 年度事業別活動計画および予算案の作成について

#### (8) 8 回理事会 平成 30 年 3 月 11 日 (日) 13 時～16 時 日本赤十字看護大学

1. 将来構想（事業展開を支える組織体制）について
2. 平成 30 年度事業別活動計画について
3. 平成 30 年度予算案について
4. 入会申し込みの承認について（日本フォレンジック看護学会）
5. 日本看護協会 認定看護師制度再構築について説明会・意見交換会報告
6. 平成 29 年度都道府県医療事故調査等支援団体等連絡協議会 合同協議会報告

## 2. 各事業報告

### 〔社員相互の情報交換〕

#### 1) ニュースレター報告

担当理事：西村

- (1) ニュースレター 25 号（PDF 版：2018 年 3 月 30 日）を発行した。
- (2) 迅速な情報提供と社員学会の相互交流を推進するために、各理事会で議論したトピックスや社員学会の新理事長の挨拶などを「ニュースレター速報」としてメール配信した。今年度は、2017 年 5 月 10 日、8 月 2 日、10 月 20 日、2018 年 1 月 10 日の 4 回発行した。

## 2) ホームページ管理報告

担当理事：守田

日本看護系学会主催のシンポジウム、学術会議関連情報、科学研究費助成事業などに関する最新ニュースを36項目掲載し、会員間の情報共有を図った。

- (1) 学会協議会の活動や社会への提言に関する情報発信ができるよう、「総会」「見解・声明」のコンテンツを追加した。
- (2) 「総会」コンテンツに平成27年から29年度分の総会議事録を掲載した。
- (3) 本学会協議会から、「日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」を受けて一日本看護系学会協議会の見解」を「声明・見解」コンテンツに掲載した。
- (4) 本協議会主催の講演会「ケアガイドラインの開発と看護系学会の役割」、本協議会主催のシンポジウム「地方創生時代の看護系大学のチャレンジ—看護学の変革と課題—」の開催案内及び資料の掲載を行った。
- (5) ニュースレター2017版の速報として第1号から4号を掲載した。またニュースレター第25号を掲載した。
- (6) 関連学会の学術集会等に関する情報を掲載した。

〔日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力〕

## 3) 日本学術会議等との相互協力報告

担当理事：太田

### (1) 看護学分科会活動との連携

公開シンポジウム「地方創生時代の看護系大学のチャレンジ—看護学の変革と課題—」（平成29年12月17日）を日本学術会議看護学分科会との共同主催、公益社団法人日本看護科学学会、第37回日本看護科学学会学術集会日本看護科学学会後援のもと行った。4名のシンポジストから以下の内容の話題提供が行われた。

- ・ 基金を活用した高知県立大学の取り組み（高知県立大学大学院教授 森下安子氏）
- ・ 助産師卒後教育と宮城の助産師出講事業の体制作り（東北大学大学院名誉教授・宮城県看護協会助産師出向コーディネーター 佐藤喜根子氏）
- ・ 看護師と医療保険者の役割機能拡大による新たな慢性疾患ケア提供モデルの構築（広島大学大学院教授 森山美知子氏）
- ・ 看護とものづくり—大分県立大学看護大学における産学連携推進の取り組み—（大分県立看護科学大学学長・東京大学名誉教授）

- (2) その他、日本学術会議、健康・生活科学委員会、看護学分科会の活動に関する情報共有、連携を図った。

## 4) 医療安全推進における他機関との協力報告

担当理事：佐藤

- (1) 医療事故調査制度による院内調査への専門家推薦に対する協力
- (2) 日本医療安全調査機構から、協力学会に関する相談があった場合の対応

総合調査委員会等から相談があり、対応した。また、社員学会に医療事故調査制度の仕組みを説明し、協力団体として個々の学会が機構と協力協定を結ぶよう、働きかけた。

- (3) 日本医療安全調査機構の総合調査委員会委員の継続  
看護系学会の代表として総合調査委員会委員を継続した。

[社員学会の学会活動の支援]

## 5) 公的研究費拡大推進報告

担当理事：野嶋・鎌倉

- (1) 公的研究費の拡大に向けて、日本医療研究開発機構（AMED）の助成金応募に関する情報収集を行った。
- ① 文部科学省関根小乃枝氏（前 AMED 担当）に説明を依頼し、第 5 回理事会で説明会実施。
  - ② 医療研究開発革新基盤創生事業（CiCLE）第 3 回公募  
<https://www.amed.go.jp/>
- (2) 「科研費審査システム改革 2018」の動向について、情報収集を行った。
- ① 「科研費審査システム改革 2018」説明会資料  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/28/1370488\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/04/28/1370488_01_1.pdf)
  - ② 日本学術振興会科学研究費助成事業（科研費）の審査システム改革 2018 について  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1380667.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1380667.htm)
  - ③ 科学研究費助成事業の審査システム改革について（平成 29 年 1 月）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu4/toushin/1381320.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu4/toushin/1381320.htm)
  - ④ 科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会（平成 29 年 7 月 28 日）：「学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想ロードマップの策定ーロードマップ 2017ー」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kyoten/1383666.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kyoten/1383666.htm)

## 6) APN 実践推進プロジェクト報告

担当理事：本田・岡谷

- (1) 高度実践看護師
- 情報収集、および課題の明確化：積極的に情報収集にあたることはなく、看護系大学協議会の動向、認定看護師教育の動向等の理事からの情報を共有した。
- (2) 看護ケアガイドライン
- 平成 29 年 9 月 24 日医療情報サービス事業 Minds 実施のセミナーに参加し、ガイドライン作成の現状、作成におけるエビデンス検証の具体等について情報を収集した。
- ガイドライン作成および活用等の拡大進展状況の調査を平成 30 年度に実施するに備え、2013 年実施の看護ケアガイドライン開発状況調査の内容確認、および調査の焦点について検討した。

## 7) 災害における看護の学会連携報告

担当理事：山本

### (1) JANA災害連携会議の開催

- ① JANA災害連携会議への参加を継続して呼びかけ、組織化を図っている。現在（H30年3月11日）、20会員学会が参加している。
- ② 1回の会議を開催し（H29年12月3日）、各社員学会における災害関連の活動状況の情報交換と今後の本会議の活動について検討を行なった。
- ③ 社員学会に対する災害関連の調査項目の検討。

### (2) 世界防災フォーラム/防災ダボス会議 in Sendai での看護セッションの開催

11月28日9:00-10:30に、“Word into Action: Contributing to Sendai Framework from Nursing”というテーマで他5学会と看護セッションを合同開催した（Japan Society of Disaster Nursing/World Society of Disaster Nursing, Radiological Nursing Society of Japan, Japan Academy of Gerontological Nursing, Japanese Red Cross College of Nursing, Japan Academy of Nursing Science）。参加者は、約60名前後。

### (3) 広報活動

JANAニュースレターで、「世界防災フォーラム/仙台防災ダボス会議 2017」の報告を行った。

## 〔国や社会に向けた提言等〕

- (1) 本協議会の見解・提言を明確に示すために、HPに「見解・提言」のコンテンツを新たに設けた。
- (2) 日本学術会議から2017年3月に「軍事的安全保障研究に関する声明」が出された。これを受けて、日本看護系学会協議会では2017年6月の総会で、軍事研究に関する基本的見解に関する声明文(案)を提示し協議会から提言することへの合意を得た。HPの「見解・提言」欄に、2017年7月に「日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明を受けて—日本看護系学会協議会の見解—」を公表した。
- (3) 認定看護師教育課程に関して、特定看護行為を含めた教育課程に改変する計画案が日本看護協会から提示された。これに対し他組織と共に協議の場の必要性を看護協会に提案した。また意見交換に関する情報を社員学会に発信した。

## 〔その他本法人の目的達成に必要な事業：将来構想に関する検討〕

<現状の課題の整理>

### (1) 学会協議会の活動を活発に展開するための組織基盤の充実

- ① 委員会組織を編成して行うだけでの活動費予算が十分でないため、担当理事個人による活動として展開されている。
- ② 活動の充実のための新たな対策のひとつとして、災害に関する看護の連携の活動のように



社員同士の連携によるプロジェクトチームによる活動を展開しているが、委員会組織による活動も必要である。

- (2) 社員同士の情報共有や情報発信、事務機能を充実させることが課題であるが、現状では総務や広報担当理事がこれを担っている。学会協議会の更なる発展のために事務機能を充実させる必要がある。

<対策>

組織活動を充実させていくためには、委員会組織による活動や事務機能の充実が必要となる。現在の予算規模では、これらの機能を果たすことに限界があるため、会費の増額に関する検討が必要となる。

### 3. 定款内容の変更について

平成29年度社員総会において定款第2条の変更について審議し、承認がえられたが、事務所移転はなかったため、定款内容の変更はしないこととなった。

V. 審議事項

議案 1 平成 29 年度決算報告

\*\*\*\*\*  
\*  
\*  
\* 決 算 報 告 書 \*  
\*  
\*  
\*\*\*\*\*

第 3 期

自 平成 29 年 4 月 1 日

至 平成 30 年 3 月 31 日

一般社団法人日本看護系学会協議会

# 平成29年度貸借対照表

平成 30 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現 金 ・ 預 金	5,438,968		5,438,968
流 動 資 産 合 計	5,438,968	0	5,438,968
2 固 定 資 産			
(1) 特 定 資 産			
災 害 支 援 事 業 積 立 預 金	888,715		888,715
特 定 資 産 合 計	888,715	0	888,715
固 定 資 産 合 計	888,715	0	888,715
資 産 合 計	6,327,683	0	6,327,683
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未 払 金	37,800		37,800
前 受 金	80,000		80,000
預 り 金	1,021		1,021
流 動 負 債 合 計	118,821	0	118,821
負 債 合 計	118,821	0	118,821
III 正 味 財 産 の 部			
1 一 般 正 味 財 産	6,208,862	0	6,208,862
( 内 特 定 資 産 へ の 充 当 額 )	( 888,715)	( 0)	( 888,715)
正 味 財 産 合 計	6,208,862	0	6,208,862
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	6,327,683	0	6,327,683

# 平成29年度正味財産増減計算書

平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	( 3,520,000)	( 0)	( 3,520,000)
正会員受取会費	3,520,000		3,520,000
② 雑収益	( 58)	( 0)	( 58)
受取利息	58		58
経常収益計	3,520,058	0	3,520,058
(2) 経常費用			
① 事業費			
事業経費	( 882,750)	( 0)	( 882,750)
ニュースレター	37,800		37,800
ホームページ	551,620		551,620
日本学術会議等との連携	85,185		85,185
医療安全推進	66,807		66,807
APN実践推進	21,944		21,944
公的研究費拡大	22,816		22,816
災害看護の学会連携	96,578		96,578
事業費計	882,750	0	882,750
② 管理費			
雑給	133,890		133,890
支払手数料	3,672		3,672
旅費交通費	70,280		70,280
通信費	16,911		16,911
委託費	648,160		648,160
消耗品費	5,083		5,083
交際費	3,996		3,996
社員総会開催	240,869		240,869
役員会開催	1,508,006		1,508,006
役員選出	60,944		60,944
管理費計	2,691,811	0	2,691,811
経常費用計	3,574,561	0	3,574,561
評価損益等調整前当期経常増減額	△54,503	0	△54,503
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△54,503	0	△54,503
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△54,503	0	△54,503
法人税、住民税及び事業税	70,000	0	70,000
当期一般正味財産増減額	△124,503	0	△124,503
一般正味財産期首残高	6,333,365	0	6,333,365
一般正味財産期末残高	6,208,862	0	6,208,862
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	6,208,862	0	6,208,862

「財務諸表」に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 当事業年度から「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式による。

2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産 災害支援事業 積立預金	888,707	8	0	888,715
合 計	888,707	8	0	888,715

3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充 当額)	(うち一般正味 財産からの充 当額)	(うち負債に対 応する額)
特定資産 災害支援事業 積立預金	888,715	0	(888,715)	0
合 計	888,715	0	(888,715)	0

附 属 明 細 書

1. 特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載している。

(参考)

日本看護系学会協議会 平成29年度予算実績対比表  
(平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日)

## 経常収益の部

(単位:円)

項 目	29年度予算	29年度実績	差額	備 考
<b>I.会 費</b>				
<b>I.会費</b>	3,520,000	3,520,000	0	
1.社員:看護系学会	3,520,000	3,520,000	0	
<b>II.雑収入</b>	750	58	692	
1.利子	750	58	692	
<b>III.その他</b>	0	0	0	
1.未収金	0	0	0	
<b>経常収益計</b>	<b>3,520,750</b>	<b>3,520,058</b>	<b>692</b>	

## 経常費用の部

(単位:円)

項 目	29年度予算	29年度実績	差額	備 考
<b>I.事業費</b>	<b>1,634,360</b>	<b>882,750</b>	<b>751,610</b>	
<b>1.社員相互の情報交換</b>				
ニュースレター発行	32,400	37,800	△ 5,400	
ホームページ更新・管理	581,960	551,620	30,340	
<b>2.日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力</b>				
日本学術会議等との連携	270,000	85,185	184,815	シンポジウム演者の交通費・謝金が不要だったため
医療安全推進における他機関との協力	250,000	66,807	183,193	研修会開催を見送ったため
<b>3.社員学会の学会活動の支援</b>				
APN実践推進プロジェクト	100,000	21,944	78,056	
公的研究費拡大推進活動	100,000	22,816	77,184	
災害における看護の学会連携	300,000	96,578	203,422	世界防災フォーラム出展が社員学会と合同となったため
<b>II.管理費</b>	<b>3,052,000</b>	<b>2,691,811</b>	<b>360,189</b>	
雑給	200,000	133,890	66,110	
支払手数料	20,000	3,672	16,328	
旅費交通費	80,000	70,280	9,720	
通信費	40,000	16,911	23,089	
委託費	632,000	648,160	△ 16,160	
消耗品費	20,000	5,083	14,917	
交際費	10,000	3,996	6,004	
社員総会開催	150,000	240,869	△ 90,869	
役員会開催	1,730,000	1,508,006	221,994	経費節減のため
役員選出	70,000	60,944	9,056	
予備費	100,000	0	100,000	
<b>経常費用計</b>	<b>4,686,360</b>	<b>3,574,561</b>	<b>1,111,799</b>	
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 1,165,610</b>	<b>△ 54,503</b>	<b>△ 1,111,107</b>	
<b>法人都民税</b>	<b>70,000</b>	<b>70,000</b>	<b>0</b>	
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 1,235,610</b>	<b>△ 124,503</b>	<b>△ 1,111,107</b>	
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>5,444,658</b>	<b>6,333,365</b>	<b>△ 888,707</b>	災害支援事業積立預金を特定資産として一般正味財産に計上したため
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>4,209,048</b>	<b>6,208,862</b>	<b>△ 1,999,814</b>	
<b>正味財産期末残高</b>	<b>4,209,048</b>	<b>6,208,862</b>	<b>△ 1,999,814</b>	

平成29年度予算案には平成29年度社員総会で承認された額面としている。しかし、以下については公益法人会計基準の採用に伴い、勘定科目を一部変更している。

役員選出に関わる費用70,000円を事業費から管理費に計上した。

役員会資料印刷費20,000円を役員会開催費に含めた。

管理費雑費(その他)30,000円を支払手数料20,000円、交際費10,000円に分けて計上した。

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月10日

一般社団法人 日本看護系学会協議会

会長 片田 範子 殿

岸 敦子 公認会計士事務所

公認会計士 岸 敦子 

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に基づく監査に準じて、一般社団法人日本看護系学会協議会の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第3事業年度の貸借対照表及び損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

一般社団法人日本看護系学会協議会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査報告書

一般社団法人日本看護系学会協議会の平成 29 年度会計および理事の職務の執行の監査について、次のように報告します。

## 1. 監査の方法および内容

監事間の協議により監査方法を定めた上で監査を実施しました。


具体的には、理事会およびその他の重要な会議に出席し、議事録の点検署名を行い、当法人の理事および会計監査人から職務の執行状況について説明を受け、また、説明を求めました。


## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告および会計報告とその付属明細書は、法令および定款に従い、当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の執行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 会計監査人の監査の方法および結果は相当です。

平成 29 年 5 月 19 日

一般社団法人日本看護系学会協議会

監事 高田早苗 

監事 高腰由紀子 

### 議案3 平成30年度事業案について

#### I. 会議の開催

1. 社員総会の開催
2. 理事会の開催

#### II. 〔社員相互の情報交換〕

##### 1. ニュースレターの発行

- 1) ニュースレター25号（PDF版）を発行し電子配信する。
- 2) 迅速な情報提供と社員学会の情報交流を推進するために、理事会のタイミングに合わせて年4回程度「ニュースレター速報」のメール配信を行う。

##### 2. ホームページの管理

- 1) 情報発信が迅速かつ適切に行えるようHPの運営を行う。
- 2) 日本看護系学会協議会主催のシンポジウム、学術会議や関連団体との協同によるシンポジウム等の情報発信を行う。
- 3) ニュースレターの掲載を行う。
- 4) 会員間の情報共有のための情報発信を適時行う。

#### III. 〔日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力〕

##### 1. 日本学術会議・学協会との協力

- 1) 日本学術会議とJANAとの相互連携、情報共有を図る。
- 2) 時機に応じた必要な課題について日本学術会議看護学分科会と共催でシンポジウム等議論の場を持ち、その内容を発信する。

##### 2. 医療安全推進における他機関との協力

- 1) 医療事故調査制度による院内調査への専門家推薦に対する協力を行う。
- 2) 日本医療安全調査機構から、協力学会に関する相談があった場合の対応を行う。
- 3) 日本医療安全調査機構の総合調査委員会委員の継続を行う。
- 4) 社員学会に院内医療事故調査ならびに日本医療安全調査機構に関する情報提供を行う。

#### IV. 〔社員学会の学会活動の支援〕

##### 1. 公的研究費拡大推進

- 1) 日本医療研究開発機構（AMED）の助成金に対し、看護学領域からの応募件数が増加するよう、会員へ情報提供を行う。
- 2) 日本学術振興会科学研究費助成事業（科研費）の審査システム改革をふまえ、看護学研究者が研究費獲得枠を拡大できるための活動を行う。

## 2. APN 実践推進プロジェクト

### 1) 活動方針

#### □ 高度実践看護師：

関係する諸団体の動向、および社会情勢の変化により、高度実践看護師の在り方を検討する。

#### □ 看護ケアガイドライン：

社員学会のガイドライン開発の動向、開発における支援や連携協力の実態とニーズを把握する。

### 2) 活動計画

#### □ 高度実践看護師：

情報収集・検討：日本看護系大学協議会、日本看護協会、および日本学術会議看護学分科会等諸団体の動向、活動の方向性、加えて看護の役割拡大の動き等の情報を収集、検討し、本学会の取り組むべき課題を明確にする。

#### □ 看護ケアガイドライン

①実態調査：2013年に実施した「看護ケアガイドライン開発状況調査」の結果を踏まえ、その後の各学会のガイドライン開発状況、学会間の交流や共同開発、およびガイドライン活用に関する情報の集積や発信の状況を調査する。

②学会間調整・プロジェクト形成：実態調査で得られた共同開発の可能性について会員学会や他学術団体等との協力支援体制の調整を行い、ガイドライン共同開発プロジェクトの形成を目指す。

## 3. 災害における看護の学会連携

### 1) 災害連携会議の開催（現在、JANA社員学会のうち、20学会から構成）

①各学会の災害関連の活動状況や知的財産等に関する調査の実施とまとめ

②今後の活動の検討

### 2) 災害発生時の募金活動の実施

### 3) 必要時災害関連フォーラム等での活動

### 4) 防災学術連携体との連携活動

## V. [今後の日本看護系学会協議会の将来構想（事業展開を支える組織体制）について]

以下の活動を行うために事業展開を支える組織体制の整備を検討する。

1. 看護学の学術的发展を支えるため、看護学研究の環境を改善する。

2. 看護学研究の成果を効果的に社会に還元するため、学会横断的な仕組みを構築する。

3. 看護系学会を代表する立場から、人々の健康や生活の質の向上のため、国や社会に向けて積極的に提言する。

議案4 平成30年度予算案について

一般社団法人日本看護系学会協議会 平成30年度予算(案)

(平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日)

経常収益の部

(単位:円)

項目	前年度(29年度) 決算	当年度(30年度) 予算	増減額	備考
<b>I.会費</b>	<b>3,520,000</b>	<b>3,600,000</b>	<b>80,000</b>	
1.社員:看護系学会	3,520,000	3,600,000	80,000	会費¥80,000×45団体(1団体増)
<b>II.雑収入</b>	<b>58</b>	<b>60</b>	<b>2</b>	
1.利子	58	60	2	
<b>III.その他</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
1.未収金	0	0	0	
<b>経常収益合計</b>	<b>3,520,058</b>	<b>3,600,060</b>	<b>80,002</b>	

経常費用の部

(単位:円)

項目	前年度(29年度) 決算	当年度(30年度) 予算	増減額	備考
<b>I.事業費</b>	<b>882,750</b>	<b>2,023,000</b>	<b>1,140,250</b>	
1.社員相互の情報交換				
ニューズレター発行	37,800	33,000	△ 4,800	第26号(PDF版)編集・版組
ホームページ更新・管理	551,620	420,000	△ 131,620	前年度のHP改修費が不要なため
2.日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力				
日本学術会議等との相互協力	85,185	200,000	114,815	6/27シンポジウムの開催、他
医療安全推進における他機関との協力	66,807	250,000	183,193	情報収集・発信、シンポジウム・講演会等の開催、他
3.社員学会の学会活動の支援				
APN実践推進プロジェクト	21,944	100,000	78,056	調査実施、シンポジウム・講演会等の開催
公的研究費拡大	22,816	100,000	77,184	調査実施、検討会開催、シンポジウム・講演会等の開催
災害における看護の学会連携	96,578	260,000	163,422	災害連携会議の開催、災害関連フォーラムへの参加、防災学術連携会議への参加
4.国や社会に向けての必要な提言	0	10,000	10,000	臨時会議開催、HP等での発信、他
5.その他本法人の目的達成に必要な事業				
将来構想の検討	0	50,000	50,000	将来構想に向けた調査実施、会議開催
6.予備費				
災害看護支援事業	0	500,000	500,000	
その他	0	100,000	100,000	

(つづき)

項 目	前年度(29年度) 決算	当年度(30年度) 予算	増減額	備 考
<b>II.管理費</b>	<b>2,691,811</b>	<b>3,256,000</b>	<b>564,189</b>	
雑給	133,890	150,000	16,110	
支払手数料	3,672	5,000	1,328	
旅費交通費	70,280	71,000	720	
通信費	16,911	20,000	3,089	
委託費	648,160	600,000	△ 48,160	前年度の規程作成が不要なため
消耗品費	5,083	6,000	917	
交際費	3,996	4,000	4	
社員総会開催	240,869	300,000	59,131	印刷委託を含む
役員会開催	1,508,006	1,700,000	191,994	
役員選出	60,944	300,000	239,056	役員選挙があるため
予備費	0	100,000	100,000	
<b>経常費用合計</b>	<b>3,574,561</b>	<b>5,279,000</b>	<b>1,704,439</b>	
<b>当期経常増減額</b>	<b>△ 54,503</b>	<b>△ 1,678,940</b>	<b>△ 1,624,437</b>	
法人都民税	70,000	70,000	0	
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>△ 124,503</b>	<b>△ 1,748,940</b>	<b>△ 1,624,437</b>	
一般正味財産期首残高	6,333,365	6,208,862	△ 124,503	特定資産（災害支援事業積立預金）含む
一般正味財産期末残高	6,208,862	4,529,922	△ 1,678,940	特定資産（災害支援事業積立預金）含む
正味財産期末残高	6,208,862	4,529,922	△ 1,678,940	特定資産（災害支援事業積立預金）含む

## 議案5 事業展開を支える組織体制について

### 【将来構想の検討】

日本看護系学会協議会は「看護学の学術的発展をめざす看護系学会の相互交流と連携をはかり、看護学研究の成果を社会に還元する学会活動を支援し、また看護学学术団体の立場から、人々の健康と生活の質の向上のため国や社会に向かって必要な提言を行う」ことを目的とする（定款第2条）。

平成29年度理事会において将来構想の検討を行い、この目的のために、看護系学会の協議会として、下記事業の一層の充実が必要だと判断した。

1. 看護学の学術的発展を支えるため、看護学研究の環境を改善・整備する。
  - (1) 日本学術会議等と密接に連携し、看護学の立場で参画する
  - (2) 看護学研究活動に影響する社会情勢について情報収集・分析し、適時適切に社員学会に情報共有する
  - (3) 看護学研究に対する公的研究費の拡大に向けて、組織的・戦略的に取り組む
2. 看護学研究の成果を効果的に社会に還元するため、学会横断的な仕組みを構築する。
  - (1) 看護領域のガイドラインの開発、普及、構造化の推進に組織的に取り組む
  - (2) 社会のために看護系学会が連携して取り組むべき課題を設定し、社員学会の組織化を推進し、学会連携活動を支援する
    - ※ 平成28年度から災害における看護の学会連携の取り組みを先行して開始した。日本看護系学会協議会災害連携会議には、平成30年4月現在20社員学会が参加し、平成29年度は世界防災フォーラム/防災ダボス会議 in Sendai で5社員学会と看護セッションを合同開催した。
3. 看護系学会を代表する立場から、人々の健康や生活の質の向上のため、国や社会に向けて積極的に提言する。
  - (1) 人々の健康や生活の質に影響する事柄について、看護系学会の立場から世論形成、政策過程に関与する
  - (2) 看護学の社会的価値について広く支持を得るため、組織的・戦略的に広報活動を行う

### 【組織体制の検討】

平成29年度理事会において、上記事業を推進するための組織体制について検討した。

理事1~2名で事業を担っている現在の体制では上記事業の展開は難しく、委員会を設置し組織的に取り組む体制が必要である。

また、会長を含む理事の任期は2年で、庶務業務担当者や事務局が変わるため、事業の円滑な継続が難しい。事業拡大に伴って事務業務が増加することも予想されるため、将来的には事務所の開設や職員の雇用により、事務局体制を強化する必要がある。

しかし、学会を社員とする本協議会の性質上、大幅な会員増を見込むのは困難である。

そこで、2段階に分けて組織体制を強化することとし、まずは第1段階の実現を目指したい。

## 第1段階（平成31年度～）

上記事業を展開するために、平成31年度より下記4事業について委員会組織を置きたい。

- 1) 看護学に関わる情報収集・情報共有、政策過程参画、広報活動
- 2) 公的研究費の拡大推進
- 3) APN 実践推進（ガイドラインの開発・普及）
- 4) 災害における看護の学会連携 [平成28年度より先行して予算化する]

### （年間費用の見込額）

上記1)~3) について、委員会開催費として各10万円（旅費、会議費、雑給等）、計30万円の追加計上が必要である。4) は平成28年度より先行して予算化しているため（平成30年度予算26万円：世界防災フォーラム出展料、防災学術連携会議会費含む）追加費用は要しない。

事業費	232万円	（平成30年度予算202万円）
管理費	326万円	（平成30年度予算326万円）
<b>年間費用</b>	<b>558万円</b>	

## 第2段階

役員交代時も事業が滞りなく継続される体制を構築するため、将来的には、事務所を開設し、職員を雇用したい。そのため、平成30年度内に可能性を検討し、この案件については平成31年度総会へ提案する。

### 【提案】

1. 2段階を持って組織体制を整える
2. 第1段階として、年間558万円の収入を確保するために、平成31年度より年会費を社員学会の規模に応じて以下のとおり改定する。

### （現行）

会員数	年会費	社員数	収入計
100名以上	8万円	45	360万円

### （改定案）

会員数	年会費	社員数	収入計
100～499名	8万円	10	80万円
500～999名	10万円	11	110万円
1000～2999名	14万円	16	224万円
3000～4999名	16万円	4	64万円
5000名以上	20万円	4	80万円
計		45	558万円

## 議案6 指名理事の交代について

### 交代についての経緯

太田喜久子理事は本協議会平成29年度社員総会開催時点（6/28）では日本学術会議会員の資格を有していたが、その任期は平成29年9月末でその任期が終了した。小松氏が平成29年10月から日本学術会議会員に任命されたため、日本学術会議会員の資格を有する小松氏を本協議会の指名理事として任命することについて、第1回理事会で承認が得られたため、社員総会に諮りたい。

### 新指名理事

小松 浩子 （日本学術会議 第二部会員）

## 議案7 平成31年度役員選挙 選挙管理委員報告承認について

役員選出規程第6条に則り、3学会を推薦した。

一般社団法人日本看護学教育学会
一般社団法人日本看護管理学会
一般社団法人日本看護研究学会

休憩

VI. 意見交換

VII. 閉会



## 巻末資料 1 一般社団法人日本看護系学会協議会定款

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本看護系学会協議会と称し、英文名は、Japan Association of Nursing Academies と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区内に置く。

(目的)

第3条 本法人は、看護学の学術的発展をめざす看護系学会の相互交流と連携をはかり、看護学研究成果を社会に還元する学会活動を支援し、また看護学学術団体の立場から、人々の健康と生活の質の向上のため国や社会に向かって必要な提言を行う。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 社員相互の情報交換
- 2) 日本学術会議及び国内外の学術組織との交流・相互協力
- 3) 看護系の学会活動の支援
- 4) 国や社会に向けての必要な提言
- 5) その他本法人の目的達成に必要な事業

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

### 第2章 社 員

(入会)

第6条 本法人の社員は、本法人の目的に賛同し、以下の要件すべてを満たす看護系学会をいう。

- 1) 個人会員の数が100人以上であること
- 2) 看護学分野における学術研究の向上発達を図ることを目的としていること
- 3) 研究者の自主的集まりで、看護学研究者が会員の半数以上であること
- 4) 役員半数以上が、原則として看護学研究者であること
- 5) 構成員の資格が特定の大学、学術研究機関その他の団体に限定されないこと
- 6) 学術に関する機関誌を継続して3年以上、年1回以上発行（電子発行を含む）していること

- 2 本法人に入会を希望する学会は、会長（第17条第2項にて定義する。）に所定の申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 社員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(社員資格の喪失)

第8条 社員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
- 2) 会費を2年間滞納したとき
- 3) 除名されたとき
- 4) 学会が解散したとき

(退会)

第9条 本法人を退会しようとする社員は、所定の退会届を会長に提出する。

(除名)

第10条 社員が本法人の名誉を傷つけ又は本法人の目的に反する行為があった場合には、社員総会において総社員の3分の2以上の議決により、当該社員を除名することができる。

2 前項の規定により社員を除名しようとするときは、当該社員総会の1週間前までに当該社員に通知し、かつ、社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、社員を除名したときは、除名した社員に対し、その旨を通知しなければならない。

(社員名簿)

第11条 本法人は、社員の名称及び所在地を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会の構成等)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって組織する。

2 社員総会において、各社員は各1個の議決権を有する。

3 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に開催する。

4 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- 2) 総社員の議決権の5分の1以上から社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集及び議長)

第13条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第4項第2号に該当する場合は、請求のあった日から6週間以内の日を会日とする招集通知を発しなければならない。

3 社員総会を開催するときは、会日より2週間前までに開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。

4 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

5 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、前条第4項第2号の臨時社員総会の議長は、社員総会において出席社員の中から選出する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- 1) 理事及び監事の選任及び解任
- 2) 社員の除名
- 3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- 4) 定款の変更
- 5) 解散及び残余財産の処分
- 6) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(決議方法)

第15条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席（書面表決者も含む。）がなければ、議事を行い、決議することができない。

- 2 社員総会で議決権を行使する者は、当該社員たる学会の構成員であり、本法人の役員でない者でなければならない。
- 3 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、次の事項を記載又は記録した議事録を作成する。

- 1) 日時及び場所
  - 2) 議事の経過の要領及びその結果
  - 3) 監事の選任等に関する意見又は発言の内容
  - 4) 出席理事及び監事の氏名
  - 5) 議長の氏名
  - 6) 議事録作成者の氏名
- 2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印の上、これを本法人事務所に備え置くものとする。

## 第4章 役員

(員数)

第17条 本法人に、次の役員を置く。

- 1) 理事13名以内
  - 2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とする。

(選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会において理事の互選により選出する。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えて在任することができない。

- 2 日本学術会議会員の資格を有する理事は、前項ただし書きを適用しない。
- 3 監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えて在任することができない。
- 4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(職務)

第20条 会長は本法人を代表し、本法人の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(責任免除)

第21条 本法人は、役員的一般社団法人・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第22条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の開催及び招集)

第23条 理事会は、毎年定例の4回以上、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前2項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集する通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するときは、理事会の日より1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(理事会の権限等)

第24条 理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 1) 業務執行の決定
  - 2) 理事の職務の執行の監督
  - 3) 会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次の事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- 1) 重要な財産の処分及び譲受け

- 2) 多額な借財
- 3) 重要な使用人の選任及び解任
- 4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 6) 第21条の責任の免除

(決議)

第25条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異義を述べた場合はこの限りではない。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載又は記録した議事録を作成する。

- 1) 日時及び場所
  - 2) 会長以外の理事又は監事の招集請求等により開催されたときは、その旨
  - 3) 議事の経過の要領及びその結果
  - 4) 議決事項について特別利害関係を有する理事があるときは、その氏名
  - 5) 報告事項に関する意見又はその発言内容
  - 6) 出席理事の氏名
  - 7) 議長の氏名
- 2 議事録は、出席した会長及び監事が署名押印又は記名押印の上、これを本法人事務所に備え置くものとする。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第27条 本法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集及び拠出者の権利)

第28条 基金の募集、割当及び払込等の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

- 2 基金の拠出者は、本法人と合意した期日まではその返還を請求することができない。
- 3 基金の返還にかかる債権には利息は付さない。

(基金の返還手続)

第29条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、毎事業年度末の貸借対照表の剰余金として処分可能な金額内において返還する。

- 2 基金の返還を行う場合においては、その返還される基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

## 第7章 会計

(財産の管理)

第30条 本法人の財産は会長が管理し、その方法は理事会の決するところに従う。

(経費の支弁)

第31条 本法人の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第32条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(計算書類)

第33条 会長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を求めなければならない。

- 1) 貸借対照表
- 2) 損益計算書
- 3) 事業報告書

2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については承認を受け、第3号の書類についてはその内容を報告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第34条 本法人は、社員及びその他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

2 本法人の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお、差益があるときは、理事会及び社員総会の議決を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

## 第8章 定款変更、解散及び合併

(定款等の変更)

第35条 定款は、社員総会において総社員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第36条 本法人は、社員総会において総社員の3分の2以上の議決その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附 則

(施行細則)

第38条 本法人の定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。ただし、会費については社員総会の議決を経るものとする。

第39条 (略)

第40条 (略)

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法及びその他法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本看護系学会協議会を設立するためこの定款を作成し、社員が次に記名押印する。

一般社団法人日本看護系学会協議会

平成27年2月27日

## 巻末資料2 一般社団法人日本看護系学会協議会定款施行細則

### 第1章 会費

#### 第1条 (会費)

社員の年会費は、80,000円とする。

### 第2章 改正

#### 第2条 (改正)

本細則は、理事会及び社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

#### 付則

本細則は平成27年4月1日から施行する。

2 本法人設立時に、任意団体日本看護系学会協議会の正会員であった者は、本法人に入会したものとみなす。

### 巻末資料3 役員選出規程

この規程は、一般社団法人日本看護系学会協議会定款第18条に基づき、理事・監事の選出に必要な事項を定める。

(選挙人)

第1条 選挙人は、役員選挙の告示までに会費を納入した学会とする。

(被選挙人)

第2条 被選挙人は、役員選挙の告示までに会費を納入した学会から推薦された者とする。

2. 前項に該当する学会は理事1名、監事1名の被選挙人を推薦する。ただし、理事又は監事の被選挙人は1学会のみから推薦されるものとする。
3. 理事の被選挙人は当該年度まで2期続けて理事を務めた者以外とする。
4. 監事の被選挙人は当該年度まで2期続けて監事を務めた者以外とする。

(理事の選出)

第3条 理事の選出は選挙人1名につき、被選挙人の中から3名を連記する無記名投票により行う。

(監事の選出)

第4条 監事の選出は選挙人1名につき、被選挙人の中から1名を表記する無記名投票により行う。

(選挙人及び被選挙人名簿)

第5条 選挙人及び被選挙人名簿は、選挙管理委員会で作成し、理事会の承認を得て、社員に配布する。

(選挙管理委員会)

第6条 理事会は、選挙管理委員会設置のために、社員の中から3学会を推薦し、社員総会の承認を得る。会長は各学会から推薦された1名、計3名に選挙管理委員を委嘱する。

2. 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。
3. 選挙管理委員の任期は、社員総会における役員の選出日までとする。
4. 選挙管理委員を擁する学会は、選挙権及び被選挙人の推薦権を有する。当該学会は、選挙管理委員を被選挙人として推薦することはできない。

(告示)

第7条 選挙管理委員会は、理事会で決定された選出すべき役員及び次点者の数を確認し、選挙日程を定め、社員へ告示する。

(開票)

第8条 開票は、告示した選挙締切日までの消印で、選挙管理委員会に到着したものについて行う。開票は選挙管理委員会が行う。

(無効票)

第9条 次の投票は無効とする。

- 1) 正規の投票用紙及び封筒を用いていないもの。
- 2) 外封筒に、記名のないもの。
- 3) 被選挙権を有しないものを記名したもの。



4) その他役員選出規程に反するもの。

(役員候補者の決定)

番号	社員学会名	番号	社員学会名
----	-------	----	-------

第10条 選挙において有効投票数を多数得た者から順に理事については9名を、監事については2名を役員候補者とする。同数の有効投票を得た者については、抽選により順位を決定する。

2. 選挙管理委員会は、役員候補者に結果を通知する。役員候補者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げる。

3. 選挙管理委員会は、役員候補者及び次点者の名簿を作成し、理事会に提出する。

4. 選挙管理委員会は、選挙結果を厳封して会長に提出し、会長はこれを任期終了まで保管する。

(役員選任案の作成と社員総会への提案)

第11条 理事会は、第10条の規程による役員候補者名簿から役員選任案を作成し、社員総会に提出する。

第12条 会長は、本法人運営の円滑化を目的として、第10条の規程により選出された役員候補者とは別に、4名以内で理事候補者を指名することができる。

2 前項の指名理事候補者は、本法人の社員の会員であって、日本学術会議会員又は本法人の役割遂行上必要である者の中から指名されるものとする。

第13条 理事会は、第12条の規程により選出された指名理事候補者を、社員総会に提案する。

(本規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は理事会の議を経て会長が行う。

付記

本規程は平成27年4月1日の理事会において制定された。

付則1. この規程は平成27年4月1日より施行する。

付則2. 平成27年の役員選挙については、第1条及び第2条第1項の「会費を納入した学会」とは、任意団体日本看護系学会協議会の平成26年度の会費を納入した学会とする。

1	公益社団法人日本看護科学学会	24	日本看護技術学会
2	一般社団法人聖路加看護学会	25	日本看護教育学学会
3	一般社団法人日本がん看護学会	26	日本看護診断学会
4	一般社団法人日本看護学教育学会	27	日本看護福祉学会
5	一般社団法人日本看護管理学会	28	日本看護倫理学会
6	一般社団法人日本看護研究学会	29	日本看護歴史学会
7	一般社団法人日本救急看護学会	30	一般社団法人日本災害看護学会
8	一般社団法人日本クリティカルケア看護学会	31	一般社団法人日本在宅ケア学会
9	一般社団法人日本公衆衛生看護学会	32	日本手術看護学会
10	一般社団法人日本小児看護学会	33	日本新生児看護学会
11	一般社団法人日本助産学会	34	一般社団法人日本腎不全看護学会
12	一般社団法人日本精神保健看護学会	35	日本生殖看護学会
13	一般社団法人日本創傷・オストミー・失禁管理学会	36	日本赤十字看護学会
14	一般社団法人日本地域看護学会	37	日本難病看護学会
15	一般社団法人日本糖尿病教育・看護学会	38	一般社団法人日本放射線看護学会
16	一般社団法人日本母性看護学会	39	日本母子看護学会
17	一般社団法人日本循環器看護学会	40	日本慢性看護学会
18	高知女子大学看護学会	41	日本ルーラルナーシング学会
19	千葉看護学会	42	一般社団法人日本老年看護学会
20	日本アディクション看護学会	43	北日本看護学会
21	日本運動器看護学会	44	日本ニューロサイエンス看護学会
22	日本家族看護学会	45	日本フォレンジック看護学会
23	日本看護医療学会	46	日本産業看護学会

巻末資料4 一般社団法人日本看護系学会協議会社員学会名簿(平成30年6月27日現在)